

「郵送型入札」による
神戸市水道局所有地の貸付け
実施要領
【令和4年12月実施】

※この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。

参加申込期間：令和4年12月12日（月）～令和4年12月16日（金）

参加を希望される場合は、この実施要領をよくお読みいただき、内容を十分理解した上でご参加ください。

神戸市水道局経営企画課

目 次

1	「郵送型入札」の主な手順	1 頁
2	「郵送型入札」実施要領	2 頁
3	駐車場一覧・所在図・配置図・平面図	12 頁
4	様 式	25 頁
	① 郵送型入札参加申込書兼誓約書・同記入例	26 頁
	② 委任状・同記入例	28 頁
	③ 入札参加書類送付用宛名ラベル	30 頁
	④ 市有不動産借用願兼誓約書・同記入例	31 頁
5	土地賃貸借契約書	33 頁

「 郵 送 型 入 札 」 の 主 な 手 順

I	入 札 参 加 申 込 み	入札参加希望者は、下記の参加申込期間中に入札参加書類を郵送（特定記録郵便）してください。（持参可）	
		参加申込期間 令和4年12月12日（月）～12月16日（金）午後5時まで（必着）	
		送 付 先	（特定記録郵便） 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市水道局経営企画課 ※直接持参される場合は、神戸市役所4号館6階水道局経営企画課まで お越しください。 （受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時：土・日・祝日を除く）
		入札参加書類	(1) 郵送型入札参加申込書兼誓約書 (2) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） (3) （法人のみ）登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕 (4) 委任状（代理人による入札及び契約を希望する場合のみ）及び受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）の写し ※ (2)・(3)は発行後3ヶ月以内のもの
II	入札保証金 納 付	入札参加受付後に、入札保証金の「納入通知書兼領収証書」や「入札書」の書式等を神戸市水道局より送付いたしますので、入札保証金を神戸市の公金収納取扱金融機関で納付してください。 <u>なお、「納入通知書兼領収証書」等入札必要書類が、令和4年12月23日(金)中に到着しない場合は、神戸市水道局経営企画課までお問い合わせください。</u>	
III	入 札	下記の入札期間中に、郵送（特定記録郵便）してください。（持参可）	
		入 札 期 間 令和5年1月4日（水）～1月10日（火）午後5時まで（必着）	
		送 付 先	上記I入札参加申込みの送付先と同じ
		入 札 書 類	(1) 入札書（入札書提出用封筒に封入のこと） (2) 入札保証金提出書（必要書類を貼付すること）
IV	開 札	開 札 日 時	令和5年1月13日（金）午前10時より
		開 札 場 所	神戸市役所4号館8階「802会議室」 ※開札への参加は任意です。（参加者は1名に限ります。）
V	契 約	必要書類等	(1) 落札通知書（落札決定後に神戸市水道局より送付します。） (2) 実印（代理人が契約を締結する場合は「委任状」に押印した代理人〔受任者〕の届出印） (3) （個人のみ）後見の登記の通知を受けていないことの証明書 (4) （個人のみ）破産に関する証明書 (5) 国税及び神戸市税に未納の税額がないことの証明書
		契約締結期限	令和5年2月10日（金）午後5時まで
VI	貸 付 料 等 の 支 払 い	貸付料、及び契約保証金（※＝入札保証金との差額分）については、神戸市水道局が発行する納入通知書により納めてください。貸付料は原則として、毎年度年2回、前期分は4月末日、後期分は10月末日が納期限になります。 ※10頁【14】契約保証金参照してください。	

「郵送型入札」実施要領

【1】事業の概要

神戸市水道局では、下記水道局所有地を一定の条件を付けて入札により貸付けます。

この入札への参加を希望される場合は、この実施要領をよくお読みいただき、次の各事項にご留意の上、「郵送型入札参加申込書兼誓約書」によりお申し込みください。

【2】入札物件

神戸市中央区葺合町字蟬山1 412.57㎡ ほかに 11駐車場

※物件所在地・詳細については12～24ページ記載の駐車場一覧及び所在地・配置図をご確認ください。

☆ 注 意 事 項 ☆

- 1 物件は、平面駐車場（時間貸し、月極駐車場含む）の用途以外には使用できません。
- 2 駐車場設備について
 - ① 現在当該土地は月極駐車場として運営されていますが、貸付け開始時は、現在設置されている貸付範囲内の駐車場設備（アスファルト舗装・車止めブロック・照明設備）を設置した状態での引き渡しになります。その他、駐車場管理運営上、必要な設備は落札者が設置してください。
 - ② 契約期間満了後は、落札者の費用をもって本件土地を原状（引渡し時の状況）に回復し返還してください。ただし、当局が、原状に回復することを要しないと認めたときはこの限りではありません。
 - ③ 電気使用にかかる手続き（関西電力との契約名義の変更等）は現事業者と協議して適切に行ってください。
- 3 用途に関係する設備以外の工作物の築造は認めません。
- 4 本件土地の維持、保存等に要する経費はすべて落札者の負担となります。
- 5 物件の貸付は、民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する土地賃貸借契約で、本契約を締結しても、いかなる借地権も発生しません。
- 6 最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したときは、その入札は無効となります。
- 7 落札後に契約を締結しなかった場合は、入札保証金の返還はできません。
- 8 入札参加に際しては、本実施要領をよくお読みいただき、また、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行ったうえで、入札に参加してください。

【3】契約期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、上記3年間の実績が優れていると神戸市水道局が判断した場合、契約更新により、さらに3年間の延長を認める場合があります。

【4】入札に参加する者に必要な資格

(1) 次の各号のいずれかにも該当しない者であること。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ② 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がある者。

- ③ 神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると認められるときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
- ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
 - オ 神戸市水道局における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ④ 借受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者。
- ⑤ 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。
- ア 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者。
 - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者。
 - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第5条に該当する者）。

【神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）抜粋】

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 管理者は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、神戸市行財政局長を通じて本部長に対して照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を管理者又は市長に提出した者

(イ) 入札参加申込書

(イ) (イ)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として管理者が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託等を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

【5】郵送型入札参加申込み

入札参加希望者は、下記の要領により入札参加申込みを必ず行ってください。

参加申込期限までに「郵送型入札参加申込書兼誓約書」が到着しなかった場合は、入札に参加することはできません。

(1) 郵送型入札参加申込書兼誓約書の記入

「郵送型入札参加申込書兼誓約書」（26ページの書式をコピーするか、神戸市水道局ホームページよりダウンロードしてください。）に必要事項を記載し、実印を押印してください。

※ 「郵送型入札参加申込書兼誓約書」の記入例は、27ページをご参照ください。

※ 落札後の賃貸借契約の締結は、「郵送型入札参加申込書兼誓約書」に記載された名義で行いません。

(2) 入札参加書類の提出

参加申込期限までに入札参加書類を郵送（**特定記録郵便**）にて提出してください。

直接持参される場合は、神戸市役所 4 号館 6 階 水道局経営企画課までお越しください。

（電話番号：078-322-5881（直通））

※受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時、祝日除く

参加申込期限	令和4年12月16日（金）午後5時まで（必着）
---------------	--------------------------------

【提出先】（特定記録郵便）

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市水道局経営企画課

※ 送付には、30ページの「入札参加書類送付用宛名ラベル」をご利用ください。

※ 入札参加書類が申込期限までに到着しない場合は**無効**となりますので、余裕をもって発送してください。

※ 入札参加者から一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(3) 入札参加書類

① 郵送型入札参加申込書兼誓約書（実印で押印のこと）

② 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

③（法人のみ）登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕

④（代理人〔受任者〕により入札及び契約しようとする場合のみ）委任状及び受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）の写し。

※ ②③については、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

※ 「委任状」は28ページに添付している書式をコピーするか、神戸市水道局ホームページよりダウンロードしてください。

※ 委任状の記入例は、29ページをご参照ください。

(4) 入札必要書類の送付

入札参加受付後、入札参加資格の適合を確認した後に、神戸市水道局より入札に必要な書類を郵送します。（令和4年12月20日（火）頃発送予定）

① 入札書

② 入札保証金提出書

③ 入札保証金の「納入通知書兼領収書」

④ 入札書提出用封筒（白色）

なお、令和4年12月23日（金）中に入札必要書類が到着しない場合は、神戸市水道局経営企画課（電話078-322-5881）までご連絡ください。

【6】質疑の受付

参加申込期間中、令和4年12月13日（火）午後5時まで、Eメールでのみ本件に関する質問を受け付けます。回答は、随時質問者に対して行うとともに12月16日（金）までに入札参加申込者全員に全質疑応答を送付します。

質問の送付先Eメールアドレス：katsuyou_wb@office.city.kobe.lg.jp

Eメール記載必要事項：① 件名は「水道局所有地貸付け実施要領への質問」としてください。

② 送信者の次の住所・氏名等を記載してください。

- ア 法人名又は氏名
- イ 担当部署名
- ウ 担当者名
- エ 電話番号
- オ Eメールアドレス

※ なお、お電話での質問は受け付けておりませんのでご了承ください。また、この質疑応答をもって、本要領の補完、追加といたします。

【7】入札保証金の事前納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要がありますので、下記要領により納付してください。

(1) 入札保証金額

¥5,181,000—

(2) 納付方法

神戸市水道局より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、神戸市水道局の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。（納付済みの「納入通知書兼領収証書」の写しが入札書類提出の際に必要になります。7ページ【8】入札方法(2)入札保証金提出書の記載をご参照ください。）

※ 入札保証金が納付期限（令和5年1月10日（火））までに納付されていない場合、入札は**無効**となりますので、余裕をもって納付してください。

※ 入札保証金の納付には、必ず神戸市水道局より送付する「納入通知書兼領収証書」をご使用ください。それ以外の方法で入札保証金を納付された場合、入札は**無効**となります。

※ 落札できなかった場合の入札保証金の返還方法については、10ページ【15】入札保証金の返還・帰属等をご参照ください。返還には、開札後2～3週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合などは、より時間を要することになります。

※ 落札後に契約を締結しなかった場合、**入札保証金の返還はできません。また、今後2年間入札に参加することができません**ので、現況、周辺環境や法令等の制限などについて十分に調査を行った上で入札してください。

【8】入札方法

入札参加希望者は、5ページ【5】郵送型入札参加申込み(4)入札必要書類の送付に定める必要書類により、下記のとおり入札してください。

なお、提出された「入札書」の書換え、引換え又は撤回を行うことはできません。

(1) 入札書の記載・封入

① 「入札書」に必要事項を記載し、実印（委任されている場合は、届出印）を押印してください。

※ 入札金額は、**最低月額貸付価格（1,727,000円）以上の月額賃料**を記載してください。最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したときは、その入札は**無効**となります。

※消費税及び地方消費税がかかりますので、入札金額はこれらを含めた金額を記載してください。（消費税及び地方消費税率は、10%としてください。）

※ 金額のはじめの数字の前に必ず「¥」マークを記入してください。

※ インク又はボールペンにより記入してください。

② 「入札書提出用封筒」（白色）に必要事項を記載のうえ、「入札書」のみを入れて、封をしてください。

③ 「入札書提出用封筒」（白色）に実印（委任されている場合は、届出印）で割印をしてください。

(2) 入札保証金提出書の記載

① 「入札保証金提出書」に必要事項を記載し、実印（委任されている場合は、届出印）を押印してください。

② 納付済の「納入通知書兼領収証書」の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。

③ 返還用口座の口座番号と名義人の確認できる書類（通帳の表紙の裏面）の写しを「入札保証金提出書」の所定の場所に必ず貼り付けてください。

※ 入札保証金の返還用口座内容については、通帳等により正確に記入してください。記入に誤りがある場合は、変更届の提出が必要となるなど、返還に日数を要することとなります。

(3) 入札書類の提出

宛名ラベル（P.30）をご利用の上、下記提出書類を封入し、郵送（特定記録郵便）にて提出してください。

直接持参される場合は、神戸市役所 4 号館 6 階 水道局経営企画課までお越しください。

（電話番号：078-322-5881（直通））

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日は除く

入札期間 令和5年1月4日（水）～1月10日（火）午後5時まで（必着）
--

【提出先】（特定記録郵便）

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市水道局経営企画課

【提出書類】

○ 入札書提出用封筒（白色）（上記(1)により記載した入札書を封入したもの）

○ 入札保証金提出書（上記(2)により記載・作成したもの）

※ 入札期限までに到着しない場合は無効となりますので、余裕をもって発送してください。

郵便事故等により書類が届かなかったことによる異議を申し立てることはできません。

(4) 入札の変更等

入札書類を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

【9】開札

下記の日程により、開札を行います。なお、開札への参加は任意です。参加は1名でお願いします。ただし、入札参加者以外の方が開札会場へ入場することはできません。

(1) 日時

令和5年1月13日（金）午前10時より

(2) 場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所4号館8階「802会議室」

(3) 持参物

開札会場への入場には、入札保証金の「**納入通知書兼領収証書（原本）**」が必要となりますので、必ずご持参ください。

(4) 落札者の決定

有効な入札のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、後日、入札保証金の未納付や入札者の資格の欠如など8ページ【10】入札の無効に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、有効な入札のうち次に高い価格をもって入札した者を落札者とします。

※ 同価の場合

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者など、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない神戸市水道局職員にくじを引かせます。

(5) 結果の通知

開札結果は、入札参加者全員に対して郵送いたします
(令和5年1月16日(月) 発送予定)

(6) その他

開札会場では、落札者の氏名及び落札金額を発表いたします。

【10】入札の無効

本実施要領に別に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とします。

- 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- 「郵送型入札参加申込書兼誓約書」若しくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。
- 最低月額貸付価格に達しない金額をもって入札したとき。
- 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- 「入札書」に記名及び押印がないとき。
- 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。
- 2通以上の「入札書」を提出したとき。
- 入札保証金を納入期限までに納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- 代理人〔受任者〕による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。
- 入札者及びその代理人〔受任者〕が他の入札代理人〔受任者〕となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- 入札者の資格のない者が入札したとき。
- 神戸市水道局から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。
- 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。
- 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

【1 1】その他

(1) 入札結果の公開

入札参加者全員の入札額（落札額含む）及び落札者名は公開とします（開札日の午後4時以降、神戸市役所4号館6階 水道局経営企画課に掲示します）。また、落札者が法人の場合は、落札者の所在地及び連絡先（電話番号、担当部署等）を公開することがあります。

(2) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じたときは、入札を中止または延期することがあります。

(3) 再入札

再入札はいたしません。

【1 2】契約

(1) 賃貸借契約の締結

落札者は原則として、実施要領に記載している契約期間の賃貸借契約を、神戸市水道局と締結することになります。賃貸借契約書の書式は33～36ページに記載しているとおりです。契約締結後は、これを遵守していただくことになりますので事前に確認しておいてください。

(2) 必要書類等

- ① 落札通知書（落札決定後に神戸市水道局より送付します。）
- ② 実印（代理人〔受任者〕が契約を締結する場合は、「委任状」に押印した代理人〔受任者〕の届出印）
- ③ （法人の場合は）決算書、（個人の場合は）所得証明書
※ 直近の状況のわかる書類をご提出ください。
- ④ （個人のみ）後見の登記の通知を受けていないことの証明書
※ 本籍地の市町村で交付してもらってください。
- ⑤ （個人のみ）破産に関する証明書
※ 本籍地の市町村で交付してもらってください。
- ⑥ 国税及び神戸市税に未納の税額がないことの証明書
国税は納税証明書その3の2またはその3の3（納税地の所轄税務署で発行）
神戸市税は納税証明書（各区市税事務所で発行）
※ 神戸市に納付すべきすべての確定した市税の証明が必要です。
※ 直近（前年又は前年度）の状況のわかる証明書をご提出ください。
※ 神戸市内に営業拠点がない等、神戸市税の未納がない証明ができない場合は、納税証明書の代わりに納税義務がないということの申立書を提出していただきます。

(3) 契約締結

下記契約締結期限までに、署名・押印した「賃貸借契約書」を提出していただきます。

契約締結期限	令和5年2月10日（金）午後5時まで
--------	--------------------

【1 3】契約の確定

契約は、神戸市水道局が落札者とともに「土地賃貸借契約書」に署名・押印したときに確定します。

【14】契約保証金

契約保証金は、契約月額賃料（落札額）の3ヶ月分です。契約の確定と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。入札保証金が契約保証金に対して不足する場合は追加保証金を、神戸市水道局より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、**契約締結日までに**神戸市水道局の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。

【15】入札保証金の返還・帰属等

(1) 返還方法

- ① 落札者以外の者が納付した入札保証金は、「入札保証金提出書」に記載された金融機関の口座に振込む方法により、利息を付けずに返還します。
- ② 返還には開札後2～3週間程度かかります。なお、返還する口座情報に不備があった場合、変更届の提出が必要となるなど、より時間を要することがあります。

(2) 入札保証金の帰属

落札者が、契約締結期限（令和5年2月10日（金））までに契約に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金・契約保証金は神戸市水道局に帰属します。

【16】随意契約

落札者が決定しなかった場合は、随意契約にて貸し付ける場合があります。先着順で「市有不動産借用願兼誓約書」を提出していただき、最低月額貸付価格以上の月額賃料の記載があった場合に契約手続きを進めていきます。

随意契約の対象となった場合は、開札終了後、神戸市役所4号館6階 水道局経営企画課の掲示板に掲示します。

(1) 借用願提出期間

令和5年1月17日（火）～令和5年3月31日（金）午後5時まで

(2) 借用願提出方法

「市有不動産借用願兼誓約書」（31ページの書式をコピーしてお使いください。）に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類を添えて、下記まで持参してください。

① 添付書類

㊦ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

㊧（法人のみ）登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕

※ ㊦㊧については、発行後3ヶ月以内のものに限ります。

提出先

神戸市役所4号館6階 神戸市水道局経営企画課

受付時間：午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日除く

※ 郵送での借用願の提出は受け付けませんので、必ず持参してください。

※ 「市有不動産借用願兼誓約書」の記入例は、32ページをご参照ください。

(3) 契約者の決定方法

先着順での受付となります。記載内容、添付書類に不備がなく、最低月額貸付価格以上の月額賃料を提示した者と契約します。なお、受付の初日 {令和5年1月17(火)} については、午前9時に神戸市役所水道局経営企画課に到着している者は同着とみなします。その中でより高い金額を提示した者と契約します。また、同額の場合は、抽選により契約者を決定いたします。

(4) 契約者決定以降の手続き

決定した契約者は、9ページ【12】契約の手続きと同様に賃貸借契約を締結します。

契約締結までに、契約保証金として契約月額賃料の3か月分を神戸市より送付する所定の「納入通知書兼領収証書」により、神戸市の公金収納を取扱っている金融機関で納付してください。

(5) その他

随意契約が成立した場合は、9ページ【11】その他 (1)入札結果の公開と同様に結果を公開します。

【17】土地の引渡し

賃貸物件は、契約締結後、令和5年4月1日に、現状有姿で現地立会のうえ引渡します。ただし、都合により、現地立会を行わない場合は、令和5年4月1日に、現状有姿で引渡したものとします。

【18】注意事項

(1)入札に参加しようとする方は、本要領に記載された事項について熟知しておいてください。なお、土地の利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。

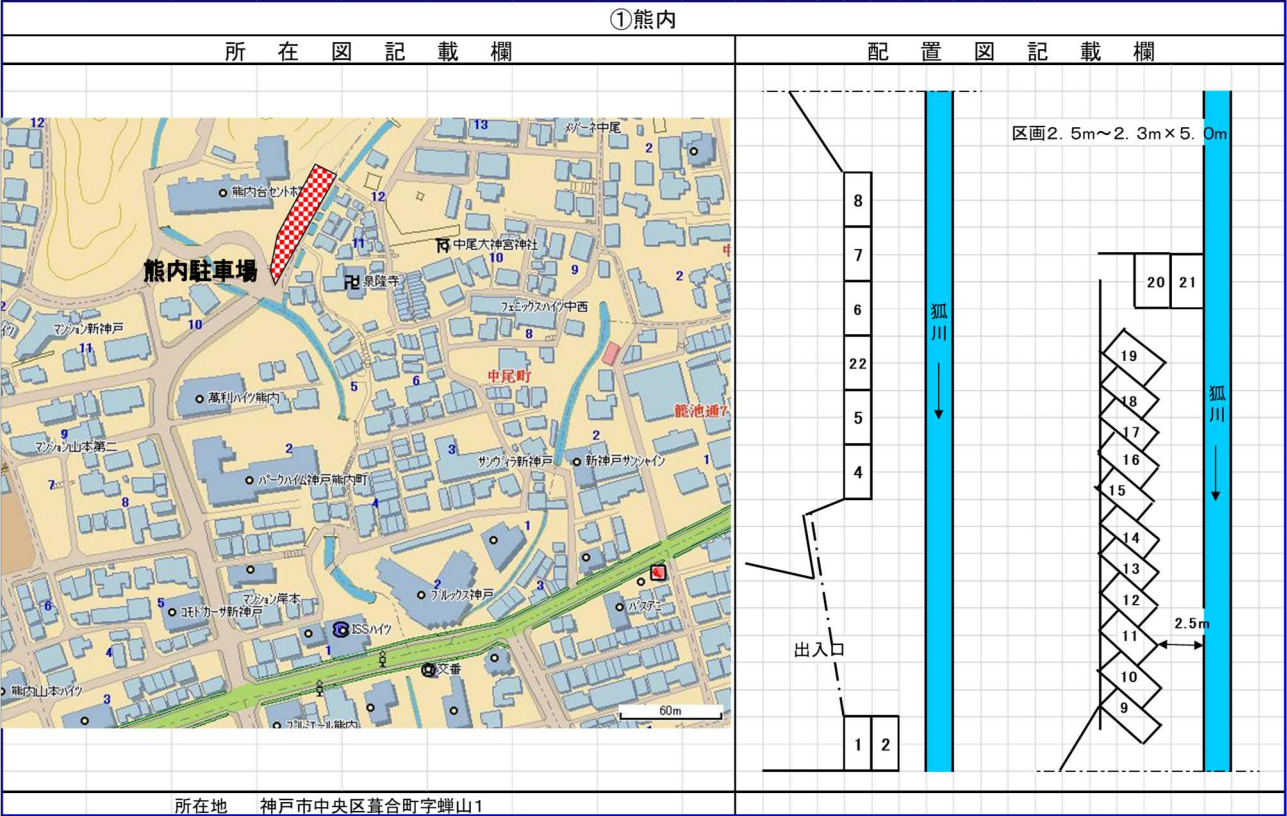
(2)位置図等は、あらかじめ現地の概要をつかんでいただくために作成した図面で、現況をすべて正確にあらわしたものではありません。現地の状況は、必ず郵送型入札参加者ご自身で事前にご確認ください。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

駐車場一覧

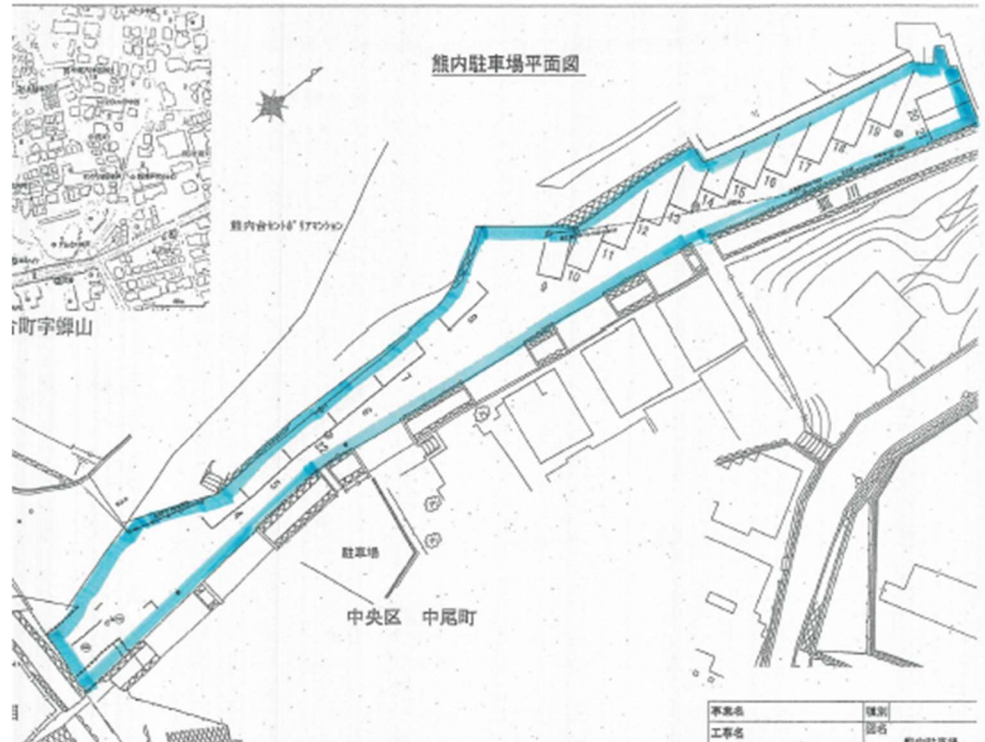
※表示面積に不足がある場合でも賃料は減額しません。

番号	駐車場	所在地	面積 (㎡)	区画数
1	熊 内	神戸市中央区葺合町字蟬山 1	412.57	21
2	天 王	神戸市兵庫区天王町 2 丁目 230	666.89	28
3	唐 櫃	神戸市北区唐櫃台 3 丁目 3920-4	582.30	23
4	道場駅前	神戸市北区道場町生野字フケ 127-2	1,005.12	27
5	有 野	神戸市北区有野町有野字中通 1793-1	408.33	12
6	若 草	神戸市須磨区若草町 3 丁目 20-8	238.36	7
7	落 合	神戸市須磨区西落合 2 丁目 2	3,841.08	152
8	桃山台	神戸市垂水区桃山台 2 丁目 8-1	557.77	18
9	学が丘	神戸市垂水区学が丘 3 丁目 4-3	660.21	13
10	狩場台	神戸市西区狩場台 1 丁目 56-1	2,685.60	107
11	段 上	西宮市段上町 6 丁目 16-24	309.21	18
12	北江口	大阪市東淀川区北江口 2 丁目 333-1	632.04	24
貸付期間		令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日		
用途		平面駐車場（月極・時間貸し・カーシェアリング等） 建物所有目的には使用できません。		
最低月額 貸付価格		¥ 1, 7 2 7, 0 0 0		
入札保証金		¥ 5, 1 8 1, 0 0 0-		

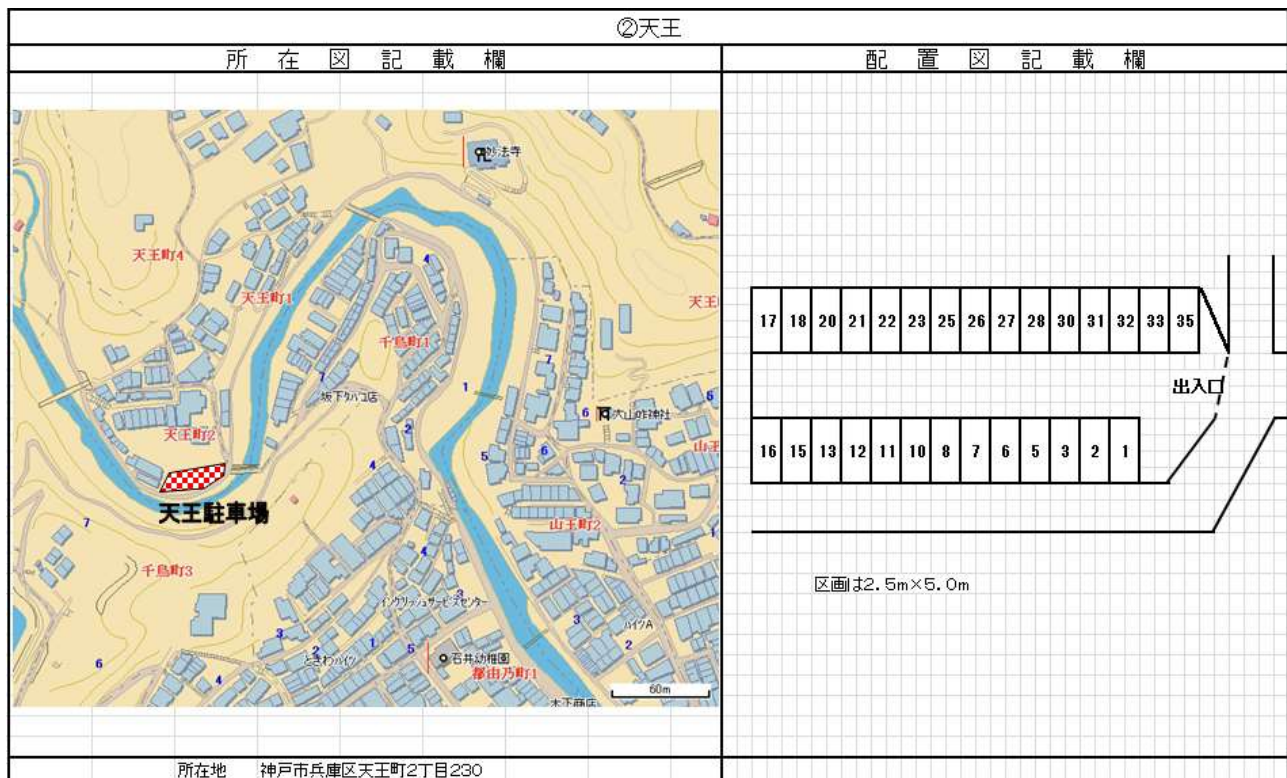
所在図・配置図



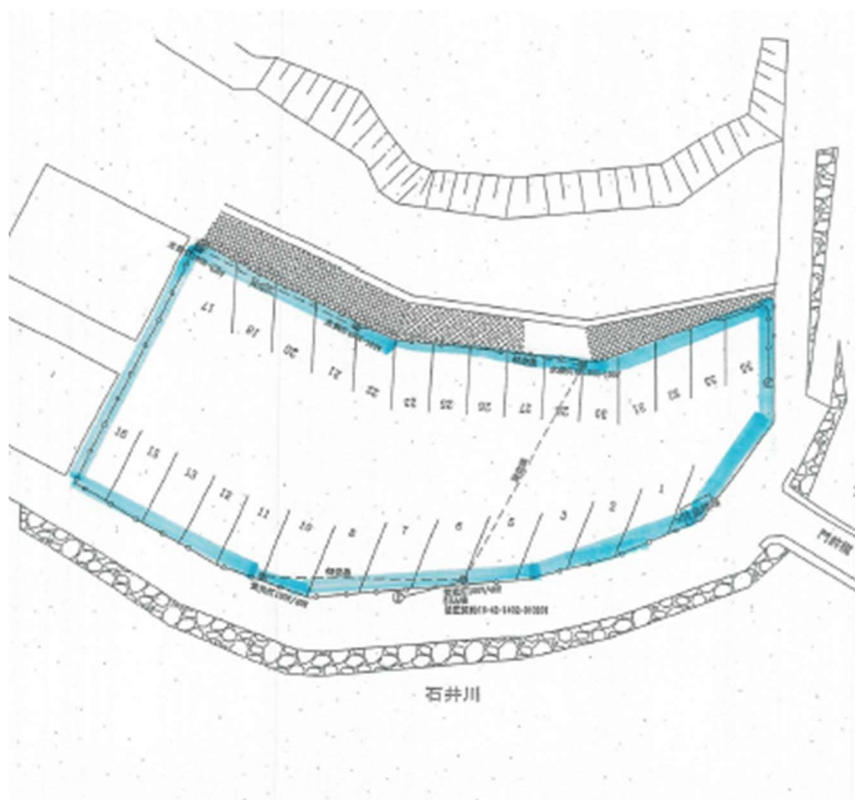
平面図



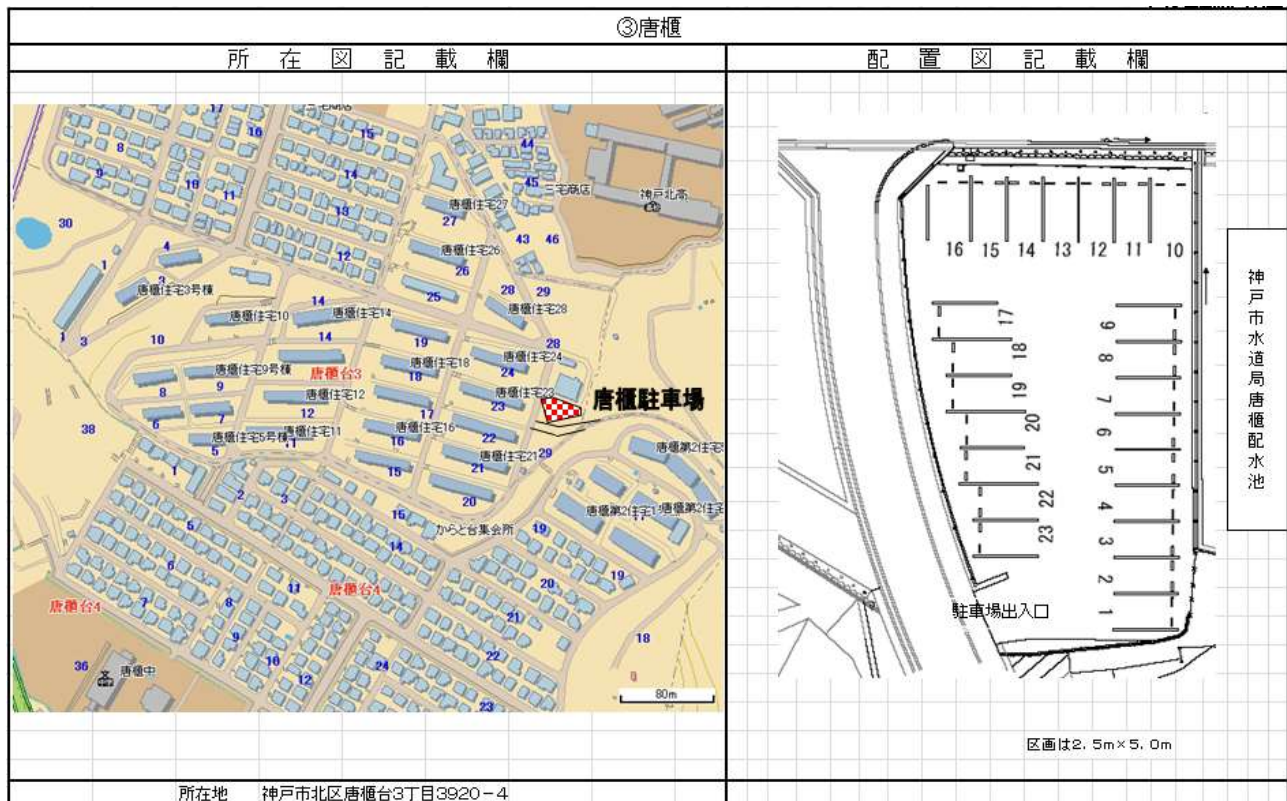
所在図・配置図



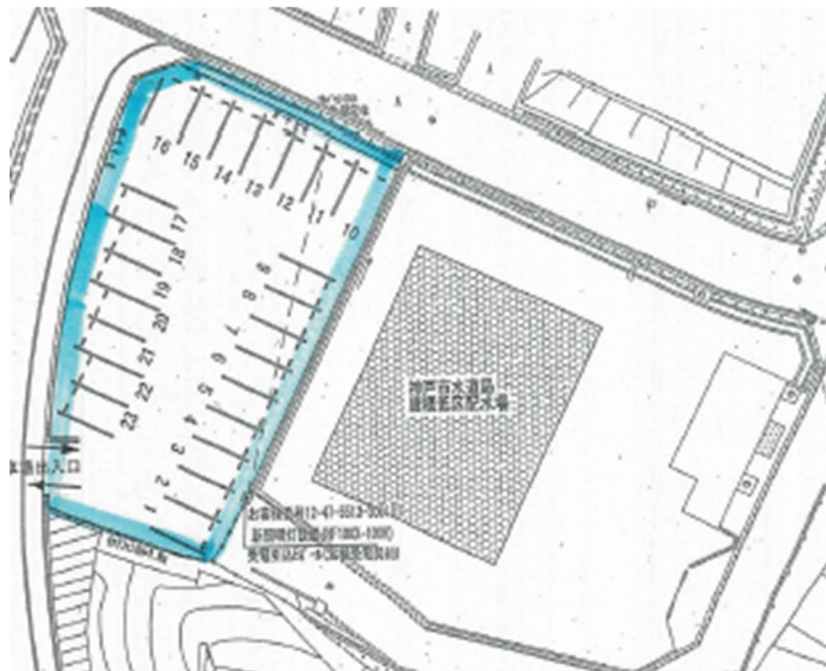
平面図



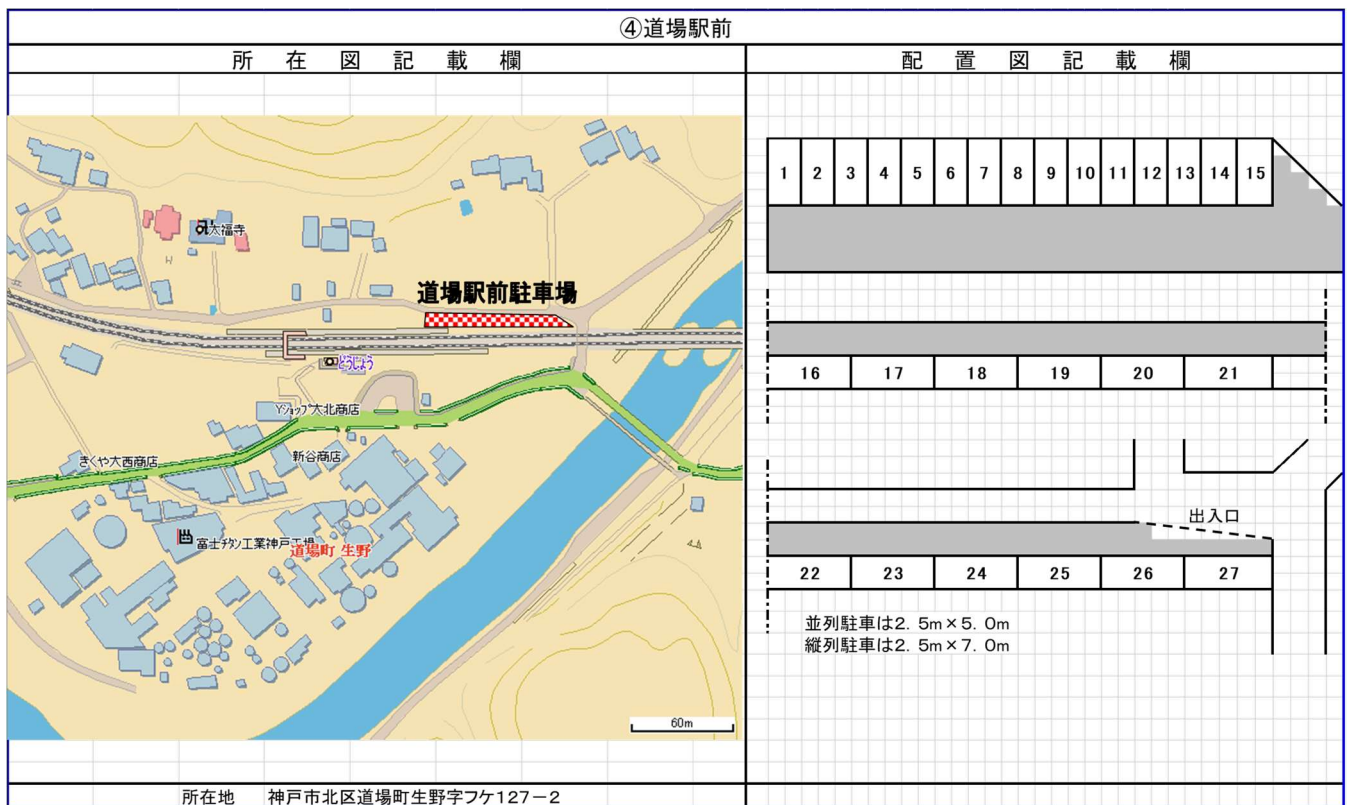
所在図・配置図



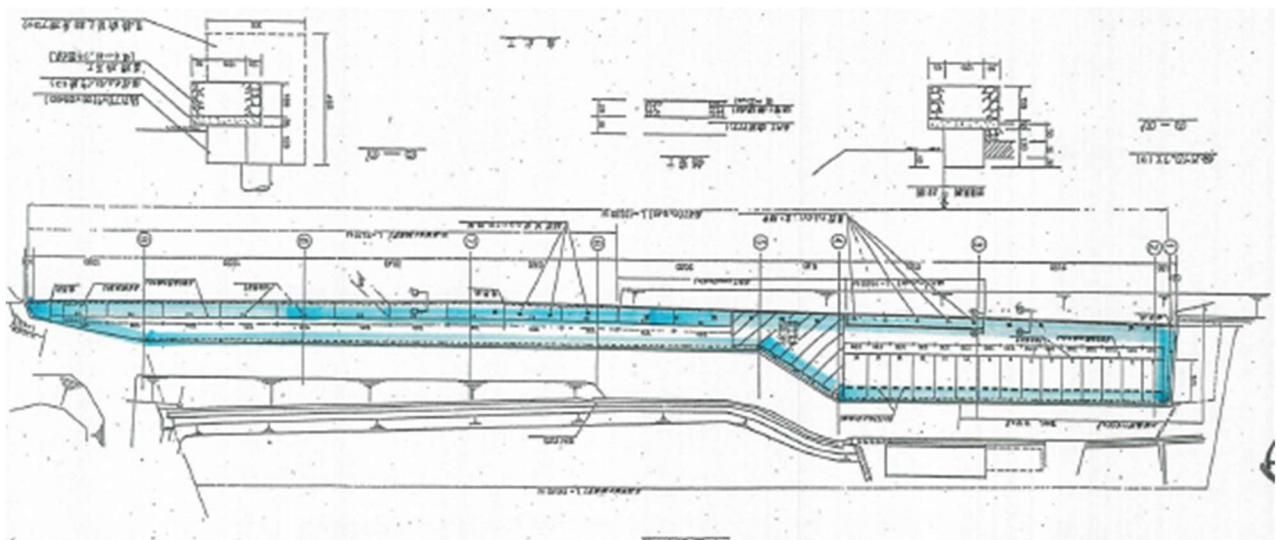
平面図



所在図・配置図



平面図



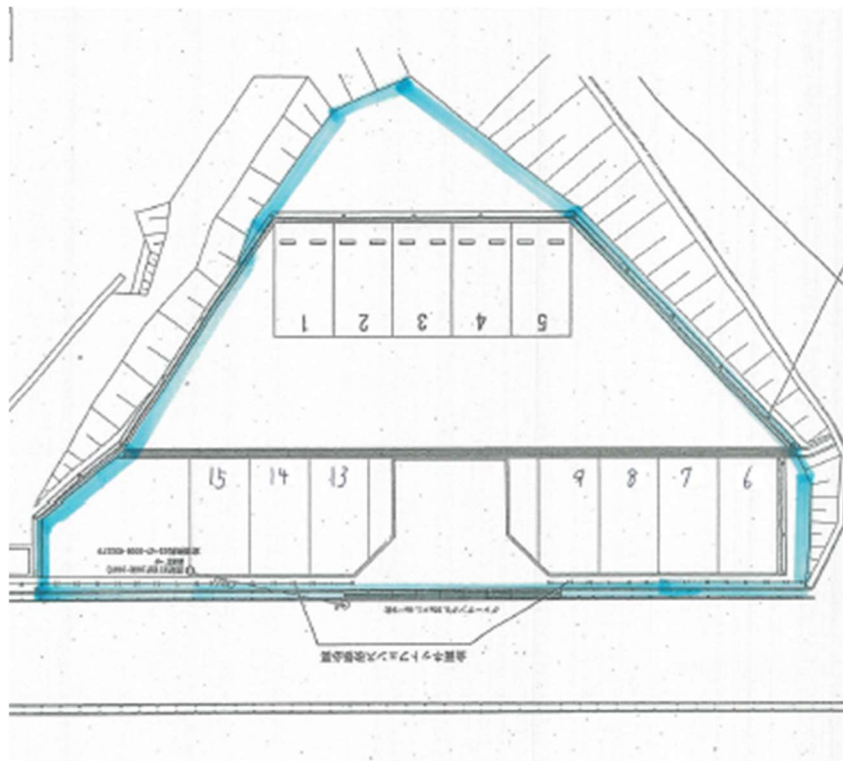
所在図・配置図

⑤有野
所在地

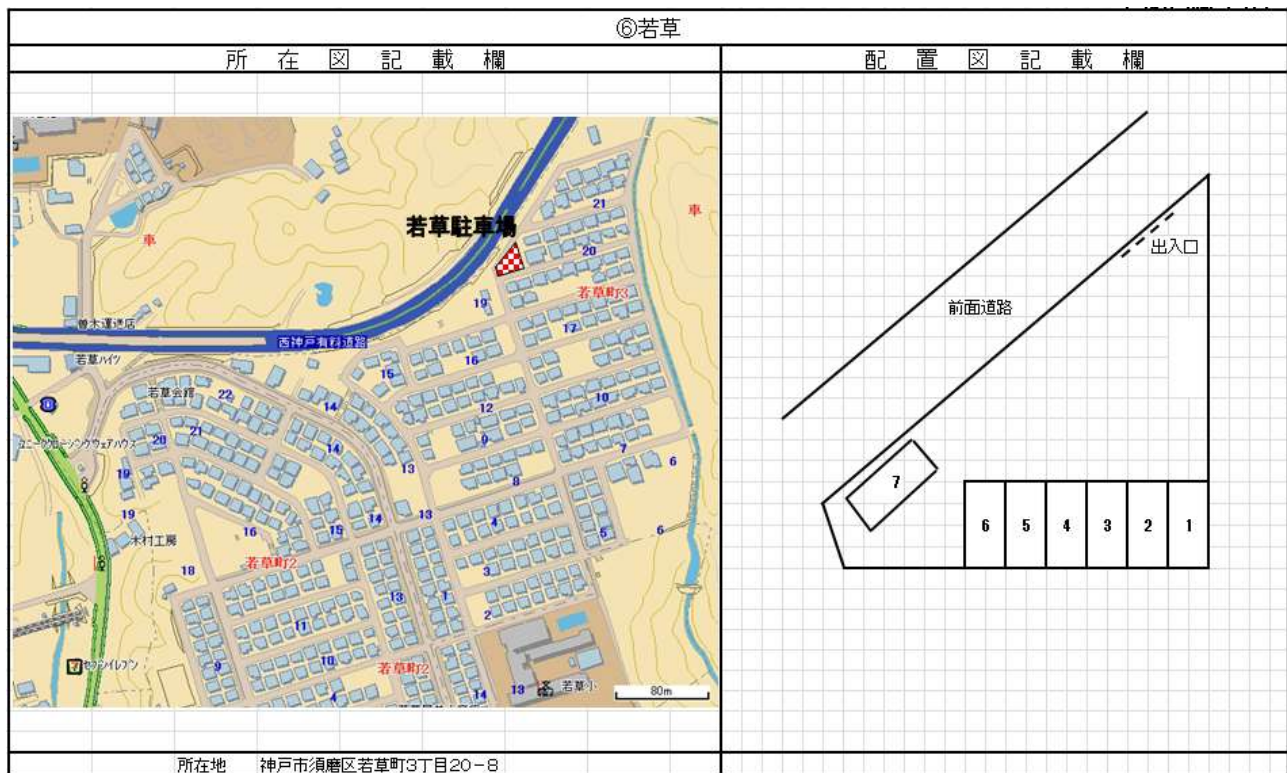
所在図記載欄
配置図記載欄

所在地 神戸市北区有野町有野字中通1793-1

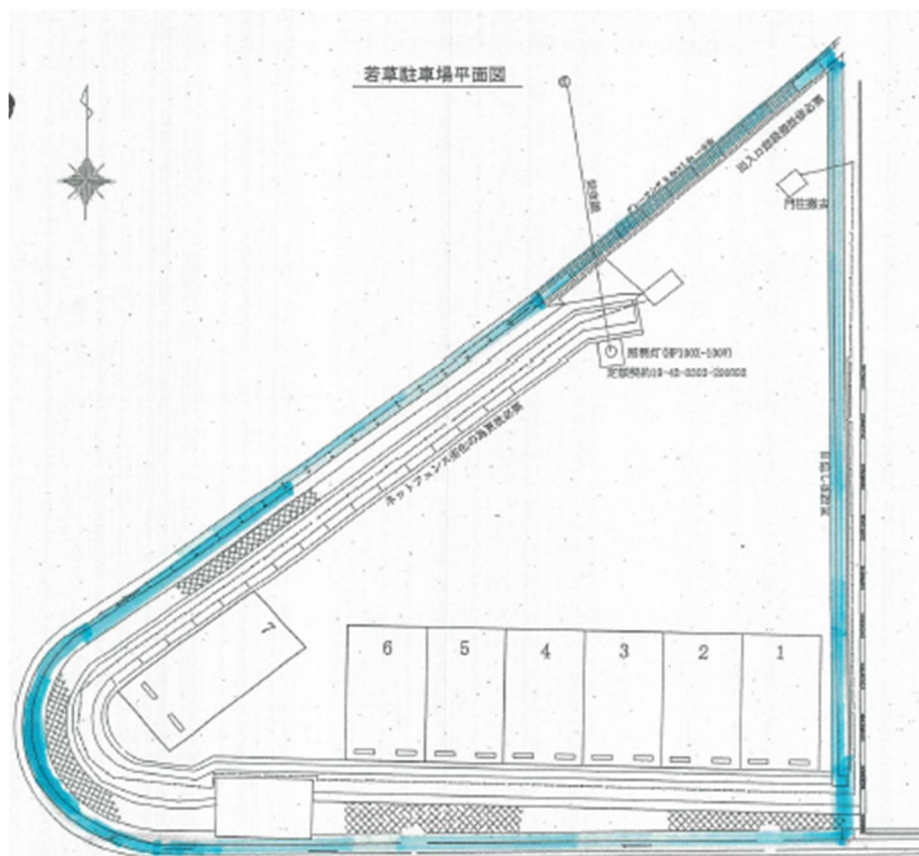
平面图



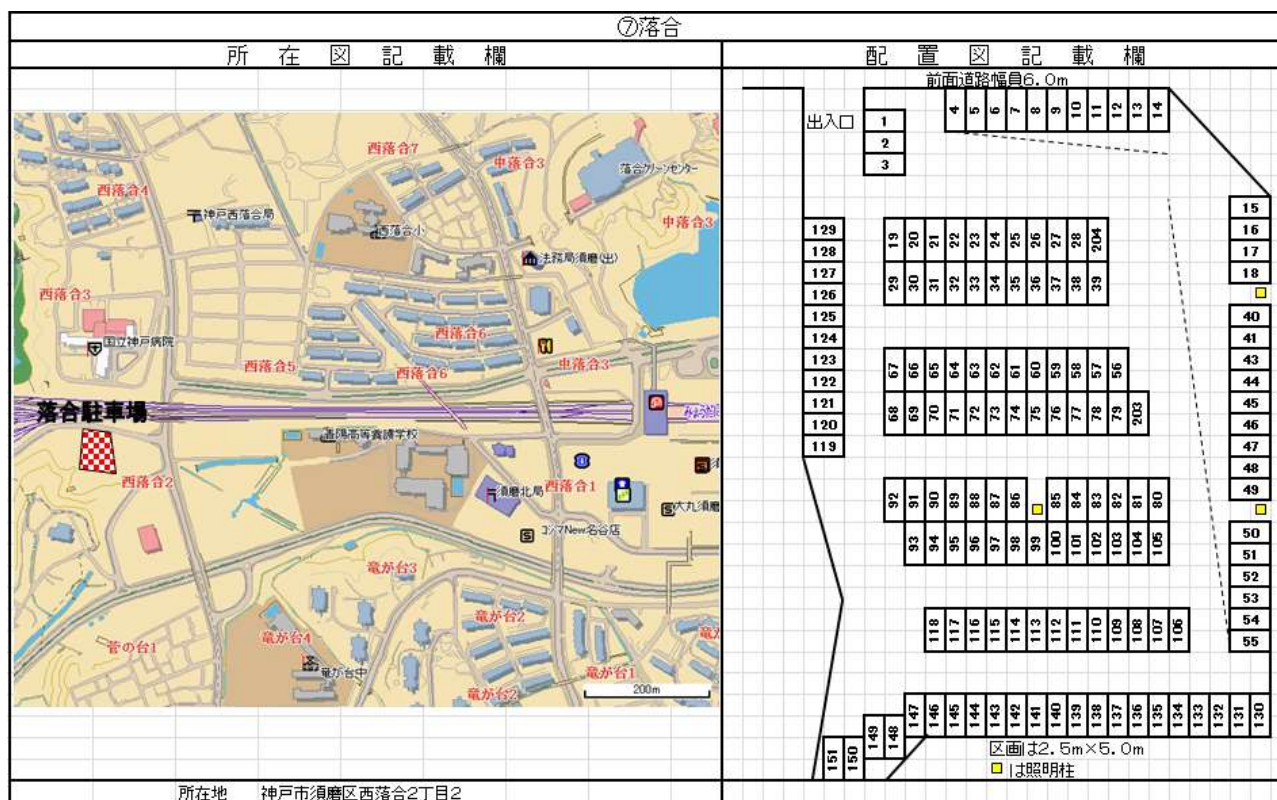
所在図・配置図



平面図



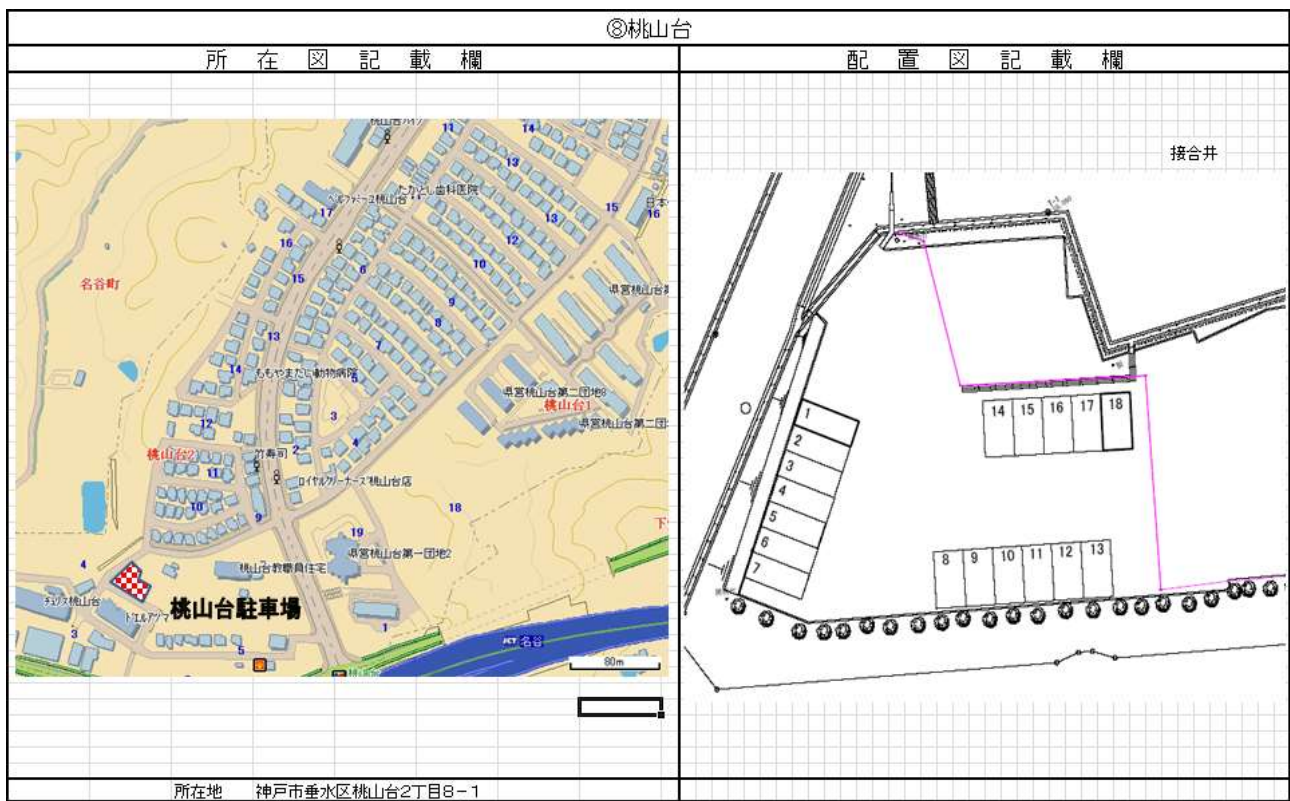
所在図・配置図



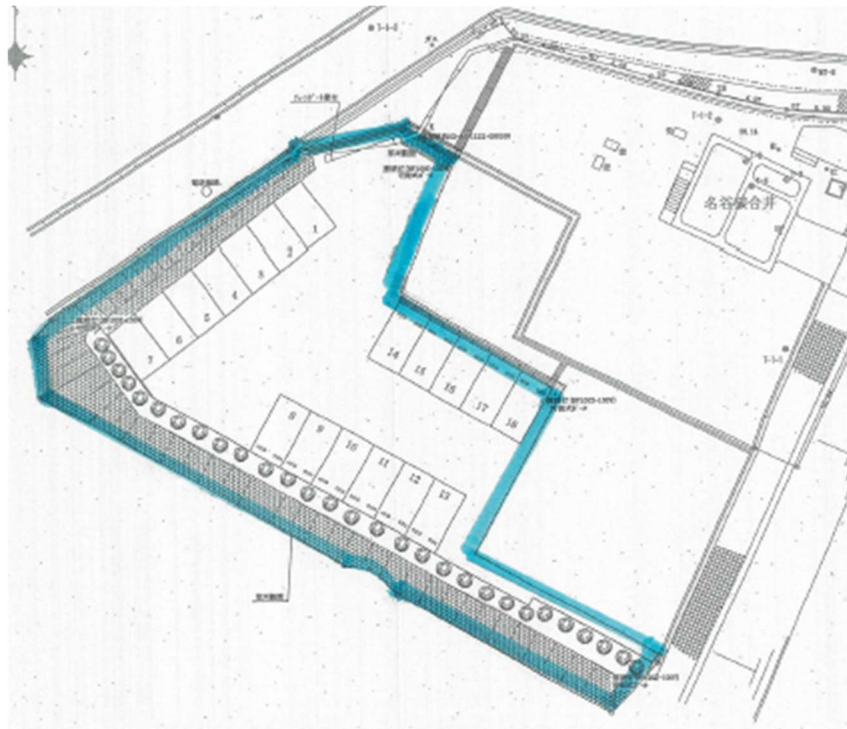
平面图



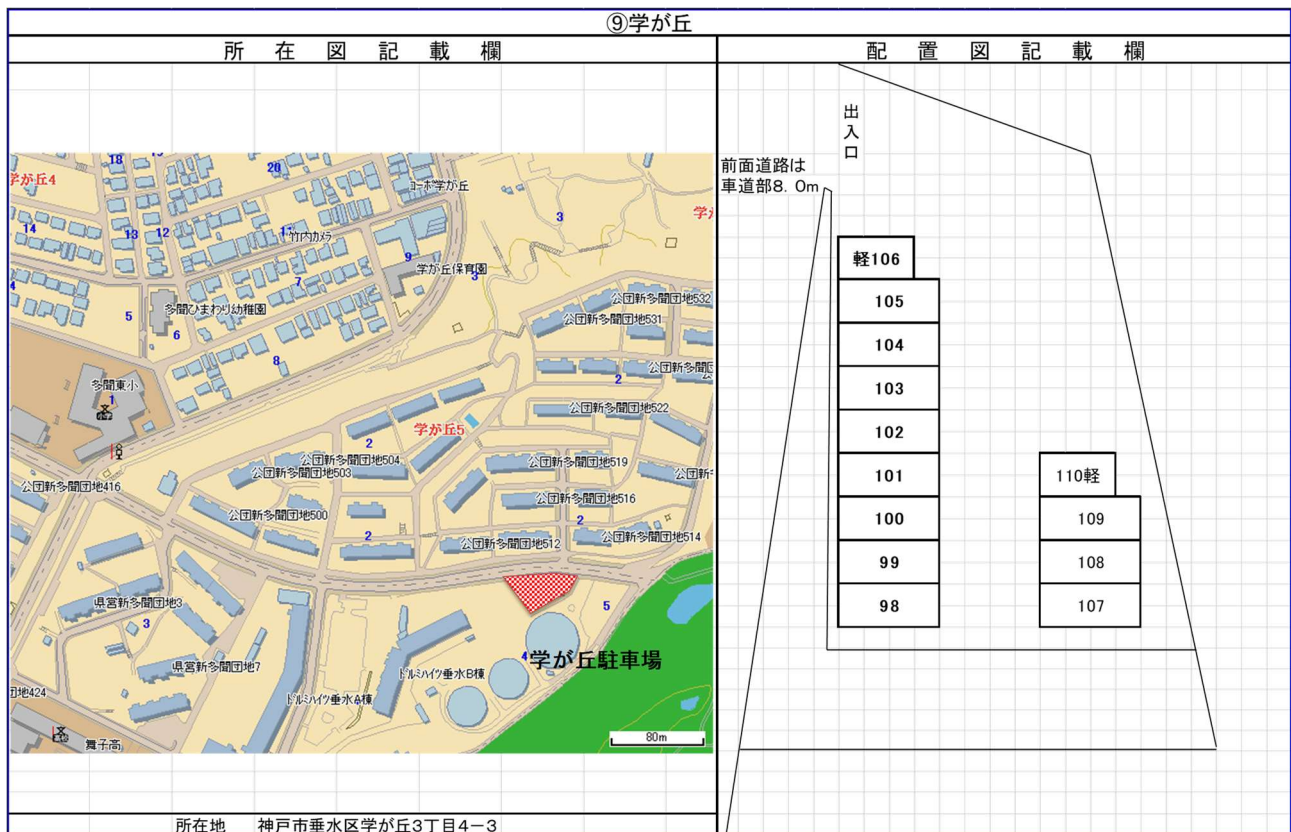
所在図・配置図



平面図



所在図・配置図



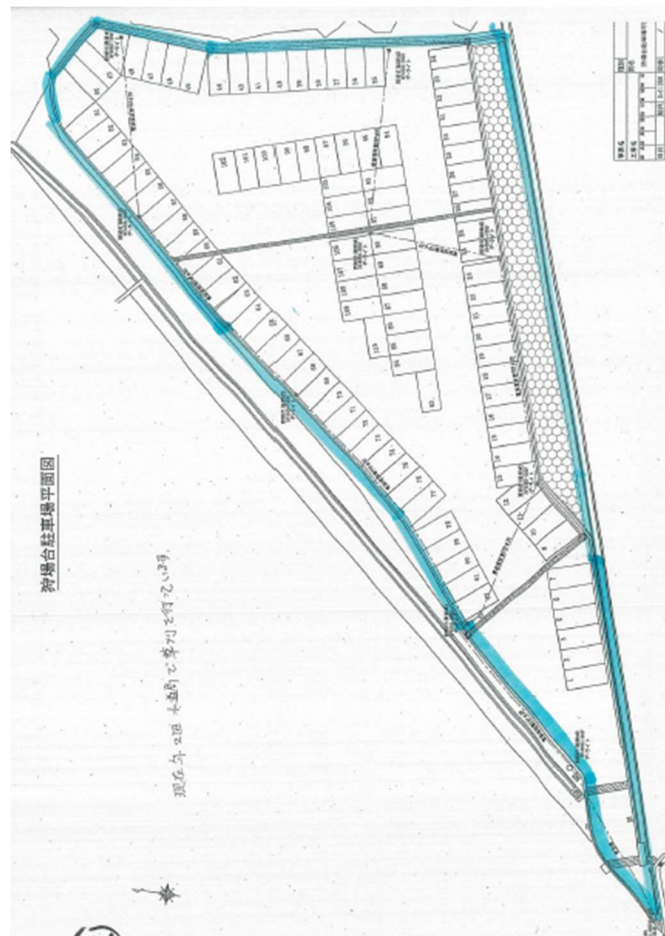
平面図



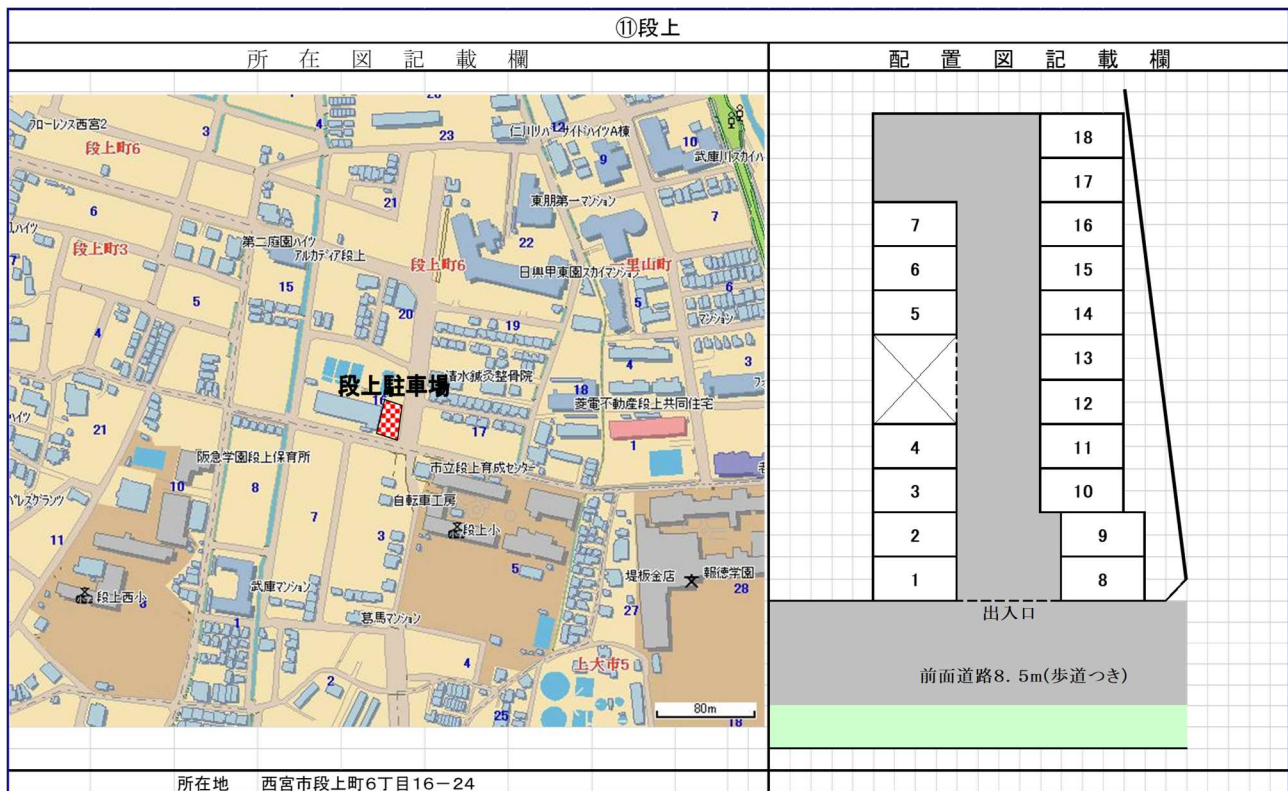
所在図・配置図



平面図



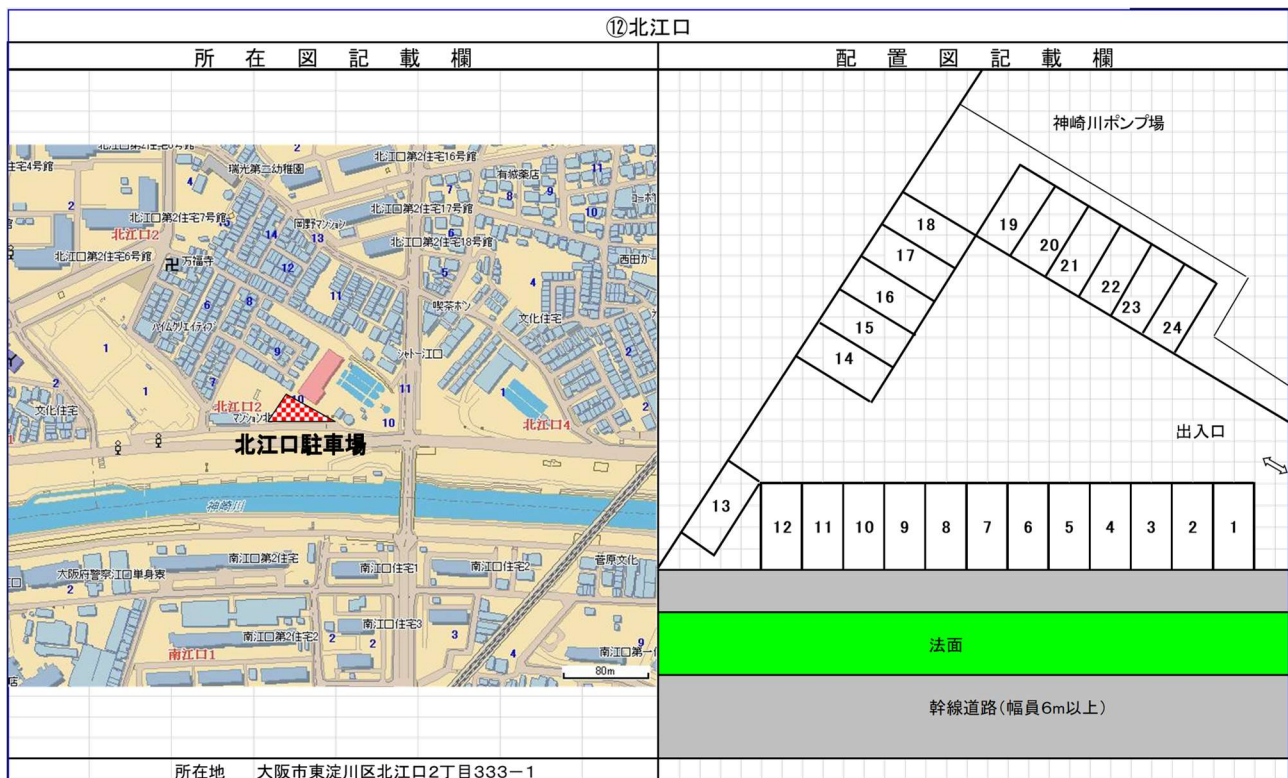
所在図・配置図



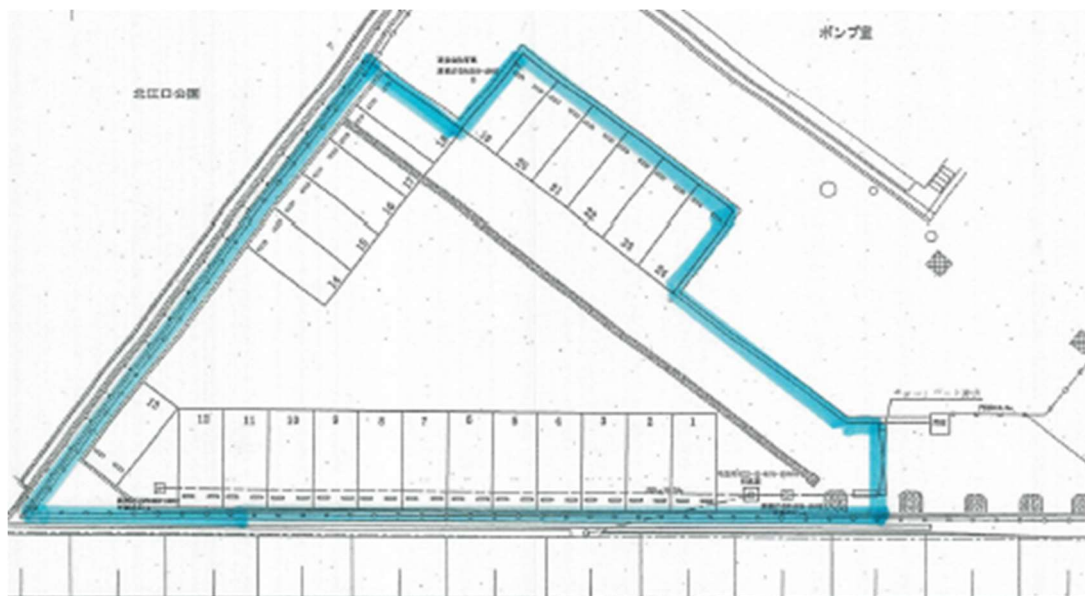
平面図



所在図・配置図



平面図



様 式

- ① 郵送型入札参加申込書兼誓約書・同記入例・・・・・・・・・・ 26 頁
- ② 委任状・同記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28 頁
- ③ 入札参加書類送付用宛名ラベル・・・・・・・・・・・・・・ 30 頁
- ④ 市有不動産借用願兼誓約書・同記入例・・・・・・・・・・ 31 頁

【記入例】

神戸市水道事業管理者 あて

令和○年○月○日

記入日

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名とともににもれなく記載してください。

個人（個人商店主含む）の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区○○町○丁目○番○号

なだ じろう
灘 次郎

実印

郵便番号 ○○○－○○○

住 所 神戸市中央区○○町○丁目○番○号

ふりがな （法人名、代表者名とも）

氏 名 株式会社 神戸不動産

代表取締役 神戸 太郎

電話番号 ○○○（○○○）○○○

実印

参加申込書兼誓約書

私は、この郵送型入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、参加を申し込みます。落札した場合には申込物件を神戸市水道局契約規程及び神戸市水道局公有財産管理規程により、落札価格をもって貸し付けしていただきますようお願いします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

また、上記の事実の確認のため、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

記

1 入札参加申込物件

神戸市中央区葺合町字蟬山1 412.57㎡ ほかに 11駐車場

2 添付書類

- (1) 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※法人の場合のみ

3 連絡先（文書送付先）※郵送型入札参加申込者と異なる場合にのみ記載してください。

- (1) 郵便番号
- (2) 住 所
- (3) 担当部署（担当者）
- (4) 電話番号及びFAX番号
- (5) 携帯電話番号
- (6) Eメールアドレス

令和 年 月 日

神戸市水道事業管理者 あて

郵便番号
委任者 住 所
ふりがな (法人名、代表者名とも)
氏 名
電話番号

実印

委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸し付けにかかる郵送型入札への参加及び、賃貸借契約の締結並びにこれらに附帯する一切の権限を委任します。

また上記権限の委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人（受任者）の双方が確認したことを証します。

記

1 入札参加申込物件

神戸市中央区葺合町字蟬山1 412.57㎡ ほかに 11駐車場

2 代理人（受任者）

住 所

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日

電話番号

届 出 印

3 代理人（受任者）本人が確認できるもの（運転免許証・社員証など）の写しを添付すること。

4 郵送型入札参加資格の確認のために、神戸市水道局が、代理人（受任者）の個人情報を警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますことを承諾します。

【記入例】

神戸市水道事業管理者 あて

令和○年○月○日

記入日

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名ともにもれなく記載してください。

個人（個人商店主含む）の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区○○町○丁目○番○号

なだ じろう
灘 次郎

実印

郵便番号 ○○○－○○○

住 所 神戸市中央区○○町○丁目○番○号

ふりがな （法人名、代表者名とも）

氏 名 株式会社 神戸不動産

代表取締役 神戸 太郎

電話番号 ○○○（○○○）○○○

実印

委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の貸し付けにかかる郵送型入札への参加及び、賃貸借契約の締結並びにこれらに附随する一切の権限を委任します。

また上記権限の委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人（受任者）の双方が確認したことを証します。

記

1 入札参加申込物件

神戸市中央区葺合町字蟬山1 412.57㎡ ほかに1

住民票の住所で本人確認ができるもの（運転免許証等）のとおりに記載してください。

2 代理人（受任者）

住 所 神戸市中央区○○町○丁目○番○号

ふりがな

氏 名 すいどう きぶろう
水道 三郎

生年月日 昭和○○年○○月○○日

電話番号 ○○○（○○○）○○○

届 出 印

3 代理人（受任者）本人が確認できるもの（運転免許証・社員証など）の写しを添付すること。

4 郵送型入札参加資格の確認のために、神戸市水道局が、代理人（受任者）の個人情報を警察等関係機関への照会資料として使用する場合があることを承諾します。

●宛名ラベル

コピーしてご利用ください。

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市水道局経営企画課 行

特定記録郵便

令和 年 月 日

神戸市水道事業管理者宛

郵便番号

申請者 住所

ふりがな (法人名、代表者名とも)

氏 名

性 別 男 ・ 女

電話番号

実印



令和4年度郵送型入札（随意契約用）

市有不動産借用願兼誓約書

「郵送型入札」による神戸市有地の貸付け実施要領【令和4年度】及び賃貸借契約書等を承知のうえ、下記のとおり借用くださいますようお願いいたします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

1. 月額賃料希望価格

金 額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	(月額)

2. 物件の表示

所 在 地
神戸市中央区葺合町字蝉山1 412.57 m ² ほか 11 駐車場

3. 添付書類

- ① 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ② 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕※法人のみ

※いただいた個人情報を契約資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

【記入例】

令和 年 月 日

神戸市水道事業管理者宛

印鑑証明書のとおりに記載してください。ふりがなは、法人名・代表者名ともにもれなく記載してください。

請者

郵便番号

住所

ふりがな (法人名、代表者名とも)

氏名

性別 男・女

電話番号

記入日

実印

個人（個人商店主含む）の場合は、印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号

なだ じろう 実印
灘 次郎

（印鑑は必ず郵便局に提出し、随時利用）

市有不動産借用願兼誓約書

「郵送型入札」による神戸市有地の貸付け実施要領【令和4年度】及び賃貸借契約書等を承知のうえ、下記のとおり借用くださいますようお願いいたします。

なお、私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人である等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないことを誓約いたします。

1. 月額賃料希望価格

金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一

(月額)

2. 物件の表示

所在地
神戸市中央区葺合町字蝉山1 412.57 m ² ほか 11 駐車場

3. 添付書類

- ① 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ② 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕※法人のみ

※いただいた個人情報を契約資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

土地賃貸借契約書

土地賃貸借契約書

貸主神戸市水道事業管理者（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、末尾物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の賃貸借につき、次の各条項により契約を締結する。

（目 的）

第1条 甲は、その所有に係る本件土地を一時の使用を目的として乙に賃貸し、乙は、これを甲から賃借する。

（用途指定）

第2条 乙は、本件土地を駐車場の用途にのみ使用するものとし、建物所有その他の目的に使用してはならない。

2 乙は、本件土地を風俗営業、性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用、暴力団の事務所その他これに類する施設の用、公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣の住民の迷惑となる目的の用に使用してはならない。

（郵送型入札での条件の遵守）

第3条 乙は、令和4年12月に甲が実施した「郵送型入札」による神戸市水道局所有地の貸付けの実施要領（以下「実施要領」という。）に提示された条件等を遵守しなければならない。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の契約期間において、乙の駐車場運営実績が優れていると甲が認める場合には、最長3年間に限り契約を延長することができる。

（土地の引渡し）

第5条 甲は、本契約締結に基づく保証金が完納されたことを確認した後、前条に規定する契約期間の始期である令和5年4月1日に、現状有姿で本件土地を乙に引き渡したものとする。

（賃 料）

第6条 賃料は、月額¥ ， —（消費税込み）とする。ただし、甲は、契約期間中であつても、近隣地域等における賃料水準、経済事情の変動等により、本件土地の賃料が不相当と認められるに至ったときは賃料を改定することができるものとする。ただし、実施要領記載の最低月額貸付価格を下回ることはできない。

（賃料の支払）

第7条 乙は、前条の賃料を、次の各号に掲げる賃料の区分に応じ、当該各号に定める支払期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(1) 前期（4月1日から9月30日までの期間をいう。）の賃料 4月1日から4月30日まで

(2) 後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の賃料 10月1日から10月31日まで

なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

(遅延利息)

第8条 乙は、第6条の賃料を支払期日までに支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ年14.6%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(保証金)

第9条 乙は、本契約から生ずる債務を担保するため、保証金として¥ , ーを、甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金には乙が既に納付した入札保証金全額を充当するものとし、入札保証金が、契約保証金に対して不足する場合は、その不足分を令和5年2月10日までに納付しなければならない。

2 甲は、前項の保証金の額が不相当となったときはこれを改定することができるものとし、乙は異議なくこれに応じなければならない。

3 甲が乙に保証金を返還する時期は、乙が甲に対して負担する一切の債務を弁済し、かつ、本件土地を返還した日以降とする。

4 保証金は無利息とする。

(善管注意義務)

第10条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって本件土地を管理しなければならない。

2 本件土地の利用にあたり、工作物の設置等をする場合は、安全対策を講じるものとする。

(紛争等の処理)

第11条 本件土地の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、乙の責任と負担において解決するものとする。

(費用負担)

第12条 甲は、本件土地の修繕義務を負わないものとし、本件土地の維持、保存等に要する経費はすべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 乙は、本件土地の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものである場合であっても、本件土地の補修、不足分の引き渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害の賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(転貸等の禁止)

第14条 乙は、甲の承認を得ないで本件土地を第三者に転貸（自動販売機の設置は除く）し又は賃借権を譲渡してはならない。

2 乙は、本件土地に建物又は工作物を建設する等、本件土地の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない事由により仮設物を建設する場合には、事前に甲の書面による承認を得なければならない。

(違約金)

第15条 乙は、第2条、第10条若しくは前条の規定に違反したとき又は第25条の規定に該当するときは、違約金として違反時の月額賃料の12か月分に相当する金員を、甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であって、第23条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないも

のとする。

3 第1項の規定は、第19条第1項に規定する甲の契約解除権の行使を妨げないものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要あると認めたときは、乙の使用状況について質問し、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができるものとする。この場合において乙は、調査、報告等を拒み又は妨げてはならない。

(通知義務)

第17条 乙は、本件土地の現状に変更があるとき又は変更のおそれがあるときは、直ちに甲に対してその状況を通知しなければならない。

(住所等の変更の届出義務)

第18条 乙は、その住所又は氏名に変更があったときは、速やかに甲に対して届け出なければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときは本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が第2条の規定に違反したとき。

(2) 乙が第7条の規定に違反して賃料の支払いを3か月以上遅延したとき。

(3) 乙が第14条の規定に違反したとき。

(4) 第25条の規定に該当するとき。

(5) その他乙が本契約で定めた義務を履行しないとき。

2 甲は、契約期間中であっても、本件土地を公用、公共用に供するため必要とするときは、予告のうえ本契約を解除することができるものとする。

3 乙は、契約期間満了前に契約を解除しようとする場合、6か月前までに甲に申し出なければならない。この場合の解除日は6か月後の月の末日とする。

(契約の失効)

第20条 天災地変その他の不可抗力により本件土地の全部又は一部が滅失し又は毀損し、乙の目的が達せられなくなったときは、本契約はその効力を失うものとする。

(費用償還請求権の放棄)

第21条 乙は、本件土地に投じた必要費及び有益費があっても、これを甲に請求できないものとする。

(土地の返還及び機械撤去義務)

第22条 乙は、契約期間が満了し又は第19条第1項の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、乙の費用をもって駐車場機械設備を撤去し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを要しないと認めたときはこの限りでない。

(損害の賠償)

第23条 乙は、本契約に定める義務を履行しなかったため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第25条 本契約締結にあたり乙が提出した入札参加申込書兼参加資格要件に関する誓約書の記載に反

し、神戸市水道局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）
第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当する
ことが判明した場合には、甲は乙に対して第14条の規定に基づく違約金の請求、第18条の規定に基
づく契約の解除を行うことができる。

（裁判管轄）

第26条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、本件土地の所在地を管轄する裁
判所をもって、その管轄裁判所とする。

（疑義の解釈等）

第27条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に規定のない事項で解決を要す
る問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保
有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 水道事業管理者 山本 泰生^印

住 所

乙

氏 名^印

【物件目録】

所在、地番など

○委任状により、代理人による入札を届けている場合は、
必ず下記（例）のとおり記載してください。

住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
乙 株式会社神戸不動産
氏名 代表取締役 神戸 太郎

住 所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号
乙代理人

氏 名 水道 三郎 届出印

【 問 い 合 わ せ 先 】

神戸市水道局経営企画課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所4号館6階

電話 078-322-5881(直通)

FAX 078-322-6175

Eメールアドレス katsuyou_wb@office.city.kobe.lg.jp